

令和6年6月●日

(名称) 北上市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本申請に係る系統（横川目線）は、市の中心部から国道107号を西に運行するルートを通る路線であり、北上市地域公共交通計画においては、都市の骨格となる「幹線交通」及び中心市街地と沿線の郊外地域を結ぶ「拠点間交通」に位置付けている。

令和3年度に実施した乗降調査では、通勤・通学・通院・買い物と多目的に利用されており、市民生活に密着した重要な路線となっている。

平成24年2月から本事業費補助を活用し「北上駅～藤根十文字」間の30分等間隔ダイヤでの運行を実施することにより、利便性の向上を図ってきた。また、令和2年11月からは、中心市街地に移転開設した大規模病院に乗り入れ、沿線住民のニーズに応える路線となっている。

令和5年4月1日にダイヤ改正を行い、運転士不足により従来の30分間隔から概ね1時間間隔へ減便となったが、北上市内では引き続き最も便数が多く利便性の高い路線であり、沿線の郊外地域においては生活に欠かすことのできない路線である。

横川目線の存在により、住民は住み慣れた地域に安心して住み続けられるようになっており、市が目指すまちの将来像「あじさい都市きたかみ」の実現のため、非常に重要な事業となっている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

北上市地域公共交通計画においては、「公共交通を守る」ことを基本目標の1つとして掲げており、「公共交通利用者数（市内を運行するバスの総利用者数）574,000人（令和6年度）」を目標達成の指標としている※1。

横川目線についても、同様の目標値を設定していたが、令和5年4月1日のダイヤ改正により便数が概ね4割減となったことを鑑み、実態に即した見直しを行う。

令和5年度（R4.10～R5.9）の利用者数が148,082人であり、便数の減少に伴い利用者は2.5割程度の減少を見込むことから、本事業の目標は次のとおりとする。

※1北上市地域公共交通計画P61参照（新型コロナウイルス感染症流行前の水準）

項目	令和7年度 R6.10～R7.9	令和8年度 R7.10～R8.9	令和9年度 R7.10～R8.9
横川目線利用者数	113,000人	113,000人	113,000人

(2) 事業の効果

市では、都市を構成する地域コミュニティが連携するまちづくりを目指しているところであるが、利便性の高い幹線交通の実現によって、中心市街地と地域、地域と地域の活発な交流・密な連携につながることから、本事業の実施は市のまちづくりに大いに寄与する。

<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<p>(1) 北上済生会病院～横川目間を概ね1時間間隔で運行し、時刻表がなくても安心して利用ができる、利便性の高い拠点間交通を構築する。</p> <p>(2) 補助対象地域間幹線系統である、石鳥谷線との接続を維持する。</p> <p>(3) 起終点である北上駅前及び済生会病院内、交通結節点であるまちなかターミナルにおいて待合室等を配置し、乗り継ぎの利便性の高めるとともに、リアルタイム対応のバスロケーションシステムを運用し、利用者に快適な待合環境を提供する。</p> <p>(4) 新規利用者の獲得や利用者の増加に向けて、利用促進事業、運賃助成事業に取り組む。</p> <p>【実施主体：北上市、交通事業者】 ※北上市地域公共交通計画 P66, 67, 68, 71 参照</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者</p>
<p>別添「表1」のとおり</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る横川目線について、その運行に係る費用総額 55,785,876 円のうち、北上市から運行事業者への補助金額については、運行事業者が、全体事業費から国庫補助金を差し引いた分を負担することとしている。</p> <p>ただし、運行事業者と北上市で締結した協定に基づき、全体事業費から国庫補助金を差し引いた額が、平成22年度横川目線運行実績における経常損益額を上回った分については、北上市が負担することとしている。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・乗降調査（ICカードの利活用を含む）
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添「表5」のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

北上市地域公共交通会議では、年間2～4回会議を開催している。

令和5年度は、北上市地域公共交通計画の改訂、地域内フィーダー系統確保維持計画、コミュニティバスの経路変更等について協議を行った。

会議には、市民代表者、交通事業者、施設管理者、国・県・市の道路管理者、教育、商工、福祉部局など幅広いメンバーが集まり、毎回様々な視点から意見が出され、その後の施策の検討、展開に大きく寄与している。

【令和5年度 開催状況】

- 令和5年6月26日 第1回北上市地域公共交通会議
 - ・地域内フィーダー系統確保維持計画について
 - 当会議で、令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画について承認を得た。
- 令和5年8月9日 第2回北上市地域公共交通会議（書面開催）
 - ・北上市地域公共交通計画の改訂方針について
 - ・生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）について
 - 当会議で、上記議題について承認を得た。
- 令和6年1月25日 第3回北上市地域公共交通会議
 - ・地域公共交通確保維持改善事業の一次評価について
 - ・自家用有償旅客運送の更新登録について
 - ・北上市地域公共交通計画の改訂について
 - ・おに丸号鬼柳線経路変更について
 - ・北上金ヶ崎線廃止に伴う対応について
 - 当会議で、上記議題について承認を得た。
- 令和6年2月15日 第4回北上市地域公共交通会議（書面開催）
 - ・おに丸号相去線の停留所追加について
 - 当会議で、上記議題について承認を得た。

【令和6年度 開催状況】

- 令和6年6月● 第1回北上市地域公共交通会議（書面開催）
 - ・地域内フィーダー系統確保維持計画について
 - 当会議で、令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画について承認を得た。

19. 利用者等の意見の反映状況

当会議には市内の自治組織、老人クラブ等の代表者が構成員となり協議に加わっていることから、一定程度の意見は反映されていると認識している。

20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（1）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

※該当なし

（2）交通手段の検討状況

※該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 岩手県北上市上江釣子 17-201-1

（所 属） 都市整備部都市再生推進課

（氏 名） 千田 康明

（電 話） 0197-72-8312

（e-mail） yasuaki1554@city.kitakami.iwate.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フイダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フイダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準 ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準 ホで該 当する要件 (別表7のみ)
北上市	岩手県交通株式会社	(1) 横川目線 北上済生会病院～横川目	北上済 生会病 院	まちなか ターミナル	横川目	往10.2km 復16.2km	365日	4457.5回			路線定期	①・②(1)	接続する補助対象地域間 幹線系統(石鳥谷線)との 接続確保策	③
		(2) 横川目線 北上駅前～藤根十文字	北上駅 前	まちなか ターミナル	藤根十 文字	往 9.4km 復 9.4km	240日	360.0回			路線定期	①	接続する補助対象地域間 幹線系統(石鳥谷線)との 接続確保策	③
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フイダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フイダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フイダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準 ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準 ホで該 当する要件 (別表7のみ)
北上市	岩手県交通株式会社	(1) 横川目線 北上済生会病院～横川目	北上済 生会病 院	まちなか ターミナル	横川目	往10.2km 復16.2km	365日	4448.0回			路線定期	①・②(1)	接続する補助対象地域間 幹線系統(石鳥谷線)との 接続確保策	③
		(2) 横川目線 北上駅前～藤根十文字	北上駅 前	まちなか ターミナル	藤根十 文字	往 9.4km 復 9.4km	239日	358.5回			路線定期	①	接続する補助対象地域間 幹線系統(石鳥谷線)との 接続確保策	③
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フイダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フイダー系統)

R9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フイダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準 ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準 ホで該 当する要件 (別表7のみ)
北上市	岩手県交通株式会社	(1) 横川目線 北上済生会病院～横川目	北上済 生会病 院	まちなか ターミナル	横川目	往10.2km 復16.2km	365日	4467.0回			路線定期	①・②(1)	接続する補助対象地域間 幹線系統(石鳥谷線)との 接続確保策	③
		(2) 横川目線 北上駅前～藤根十文字	北上駅 前	まちなか ターミナル	藤根十 文字	往 9.4km 復 9.4km	241日	361.5回			路線定期	①	接続する補助対象地域間 幹線系統(石鳥谷線)との 接続確保策	③
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フイダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フイダー系統)

R10年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フイダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準 ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準 ホで該 当する要件 (別表7のみ)
北上市	岩手県交通株式会社	(1) 横川目線 北上済生会病院～横川目	北上済 生会病 院	まちなか ターミナル	横川目	往10.2km 復16.2km	365日	4473.0回			路線定期	①・②(1)	接続する補助対象地域間 幹線系統(石鳥谷線)との 接続確保策	③
		(2) 横川目線 北上駅前～藤根十文字	北上駅 前	まちなか ターミナル	藤根十 文字	往 9.4km 復 9.4km	241日	361.5回			路線定期	①	接続する補助対象地域間 幹線系統(石鳥谷線)との 接続確保策	③
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フイダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フイダー系統)

R11年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フイダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準 ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準 ホで該 当する要件 (別表7のみ)
北上市	岩手県交通株式会社	(1) 横川目線 北上済生会病院～横川目	北上済 生会病 院	まちなか ターミナル	横川目	往10.2km 復16.2km	365日	4457.5回			路線定期	①・②(1)	接続する補助対象地域間 幹線系統(石鳥谷線)との 接続確保策	③
		(2) 横川目線 北上駅前～藤根十文字	北上駅 前	まちなか ターミナル	藤根十 文字	往 9.4km 復 9.4km	240日	360.0回			路線定期	①	接続する補助対象地域間 幹線系統(石鳥谷線)との 接続確保策	③
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フイダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

横川目線 バス時刻表 (平日用)

2023年10月1日運賃改定

- 横2 北上駅前～江釣子ショッピングセンター～江釣子駅前～藤根十文字～横川目
- 横3 北上済生会病院～江釣子ショッピングセンター～江釣子駅前～藤根十文字～横川目 (平日のみ運行)
- 横5 北上駅前～江釣子ショッピングセンター～江釣子駅前～藤根十文字

北上済生会病院 → 北上駅前(1d) → 江釣子ショッピングセンター → 江釣子 → 藤根十文字 → 横川目																			
北上管内 バス 時刻表 (平日)	系統番号	横2	横3	横3	横3	横3	横3	横3	横3	横3	横3	横3	横3	横5	横3	横2	横2	横2	横2
	北上済生会病院		7:55	8:25	8:55	9:55	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25			15:25					
170	北上警察署前		7:55	8:25	8:55	9:55	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25			15:25					
170	九年橋二丁目		7:56	8:26	8:56	9:56	10:26	11:26	12:26	13:26	14:26			15:26					
170	北上郵便局前		7:57	8:27	8:57	9:57	10:27	11:27	12:27	13:27	14:27			15:27					
170	大通り二丁目		7:58	8:28	8:58	9:58	10:28	11:28	12:28	13:28	14:28			15:28					
170	北上駅前(1d)	7:00	7:30	8:00	8:30	8:00	10:00	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:00	15:30	16:30	17:30	18:30	19:20	
170	青柳町一丁目	7:01	7:31	8:01	8:31	9:01	10:01	10:31	11:31	12:31	13:31	14:31	15:01	15:31	16:31	17:31	18:31	19:21	
170	諏訪町	7:02	7:32	8:02	8:32	9:02	10:02	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:02	15:32	16:32	17:32	18:32	19:22	
170	花園町	7:03	7:33	8:03	8:33	9:03	10:03	10:33	11:33	12:33	13:33	14:33	15:03	15:33	16:33	17:33	18:33	19:23	
170	花園町二丁目	7:04	7:34	8:04	8:34	9:04	10:04	10:34	11:34	12:34	13:34	14:34	15:04	15:34	16:34	17:34	18:34	19:24	
170	江釣子ショッピングセンター 江釣子二丁目	7:05	7:35	8:05	8:35	9:05	10:05	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:05	15:35	16:35	17:35	18:35	19:25	
170	新設町	7:06	7:36	8:06	8:36	9:06	10:06	10:36	11:36	12:36	13:36	14:36	15:06	15:36	16:36	17:36	18:36	19:26	
220	専修大学北上高校前	7:07	7:37	8:07	8:37	9:07	10:07	10:37	11:37	12:37	13:37	14:37	15:07	15:37	16:37	17:37	18:37	19:27	
220	鯉沼町一丁目	7:07	7:37	8:07	8:37	9:07	10:07	10:37	11:37	12:37	13:37	14:37	15:07	15:37	16:37	17:37	18:37	19:27	
250	有田入口	7:08	7:38	8:08	8:38	9:08	10:08	10:38	11:38	12:38	13:38	14:38	15:08	15:38	16:38	17:38	18:38	19:28	
310	島海柳	7:09	7:39	8:09	8:39	9:09	10:09	10:39	11:39	12:39	13:39	14:39	15:09	15:39	16:39	17:39	18:39	19:29	
320	江釣子 江釣子駅前	7:10	7:40	8:10	8:40	9:10	10:10	10:40	11:40	12:40	13:40	14:40	15:10	15:40	16:40	17:40	18:40	19:30	
320	土川	7:11	7:41	8:11	8:41	9:11	10:11	10:41	11:41	12:41	13:41	14:41	15:11	15:41	16:41	17:41	18:41	19:31	
320	五条丸	7:12	7:42	8:12	8:42	9:12	10:12	10:42	11:42	12:42	13:42	14:42	15:12	15:42	16:42	17:42	18:42	19:32	
320	江釣子中学校口	7:13	7:43	8:13	8:43	9:13	10:13	10:43	11:43	12:43	13:43	14:43	15:13	15:43	16:43	17:43	18:43	19:33	
320	江釣子駅前	7:14	7:44	8:14	8:44	9:14	10:14	10:44	11:44	12:44	13:44	14:44	15:14	15:44	16:44	17:44	18:44	19:34	
320	江釣子十文字	7:15	7:45	8:15	8:45	9:15	10:15	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:15	15:45	16:45	17:45	18:45	19:35	
320	下宿	7:16	7:46	8:16	8:46	9:16	10:16	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:16	15:46	16:46	17:46	18:46	19:36	
320	妻川	7:16	7:46	8:16	8:46	9:16	10:16	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:16	15:46	16:46	17:46	18:46	19:36	
360	東大坊	7:17	7:47	8:17	8:47	9:17	10:17	10:47	11:47	12:47	13:47	14:47	15:17	15:47	16:47	17:47	18:47	19:37	
360	大坊	7:18	7:48	8:18	8:48	9:18	10:18	10:48	11:48	12:48	13:48	14:48	15:18	15:48	16:48	17:48	18:48	19:38	
370	佐野住宅入口	7:18	7:48	8:18	8:48	9:18	10:18	10:48	11:48	12:48	13:48	14:48	15:18	15:48	16:48	17:48	18:48	19:38	
380	藤根駅前	7:19	7:49	8:19	8:49	9:19	10:19	10:49	11:49	12:49	13:49	14:49	15:19	15:49	16:49	17:49	18:49	19:39	
380	野中	7:20	7:50	8:20	8:50	9:20	10:20	10:50	11:50	12:50	13:50	14:50	15:20	15:50	16:50	17:50	18:50	19:40	
380	藤根十文字	7:21	7:51	8:21	8:51	9:21	10:21	10:51	11:51	12:51	13:51	14:51	15:21	15:51	16:51	17:51	18:51	19:41	
410	東春木場	7:22	7:52	8:22	8:52	9:22	10:22	10:52	11:52	12:52	13:52	14:52	15:22	15:52	16:52	17:52	18:52	19:42	
430	西春木場	7:23	7:53	8:23	8:53	9:23	10:23	10:53	11:53	12:53	13:53	14:53	15:23	15:53	16:53	17:53	18:53	19:43	
430	上長沼	7:24	7:54	8:24	8:54	9:24	10:24	10:54	11:54	12:54	13:54	14:54	15:24	15:54	16:54	17:54	18:54	19:44	
450	二の台	7:24	7:54	8:24	8:54	9:24	10:24	10:54	11:54	12:54	13:54	14:54	15:24	15:54	16:54	17:54	18:54	19:44	
450	堅川目	7:25	7:55	8:25	8:55	9:25	10:25	10:55	11:55	12:55	13:55	14:55	15:25	15:55	16:55	17:55	18:55	19:45	
450	堅川目駅前	7:26	7:56	8:26	8:56	9:26	10:26	10:56	11:56	12:56	13:56	14:56	15:26	15:56	16:56	17:56	18:56	19:46	
460	空塚	7:26	7:56	8:26	8:56	9:26	10:26	10:56	11:56	12:56	13:56	14:56	15:26	15:56	16:56	17:56	18:56	19:46	
470	駒込	7:27	7:57	8:27	8:57	9:27	10:27	10:57	11:57	12:57	13:57	14:57	15:27	15:57	16:57	17:57	18:57	19:47	
500	門神	7:28	7:58	8:28	8:58	9:28	10:28	10:58	11:58	12:58	13:58	14:58	15:28	15:58	16:58	17:58	18:58	19:48	
500	北上市役所和算庁舎前	7:29	7:59	8:29	8:59	9:29	10:29	10:59	11:59	12:59	13:59	14:59	15:29	15:59	16:59	17:59	18:59	19:49	
500	蛭川	7:29	7:59	8:29	8:59	9:29	10:29	10:59	11:59	12:59	13:59	14:59	15:29	15:59	16:59	17:59	18:59	19:49	
500	横川目駅前	7:29	7:59	8:29	8:59	9:29	10:29	10:59	11:59	12:59	13:59	14:59	15:29	15:59	16:59	17:59	18:59	19:49	
500	横川目	7:30	8:00	8:30	9:00	9:30	10:30	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	19:50		

横川目 → 藤根十文字 → 江釣子 → 江釣子ショッピングセンター → 北上駅前 → 北上済生会病院																		
横川目 バス 時刻表 (平日)	系統番号	横5	横3	横3	横3	横3	横3	横5	横2	横2	横2	横2						
	横川目		7:20	7:50	8:20	8:50	9:20	9:50	10:50	11:50	12:50	13:50	14:50	15:50	16:50	17:50	18:50	19:50
170	横川目駅前		7:21	7:51	8:21	8:51	9:21	9:51	10:51	11:51	12:51	13:51	14:51	15:51	16:51	17:51	18:51	19:51
170	蛭川		7:21	7:51	8:21	8:51	9:21	9:51	10:51	11:51	12:51	13:51	14:51	15:51	16:51	17:51	18:51	19:51
170	北上市役所和算庁舎前		7:21	7:51	8:21	8:51	9:21	9:51	10:51	11:51	12:51	13:51	14:51	15:51	16:51	17:51	18:51	19:51
170	門神		7:22	7:52	8:22	8:52	9:22	9:52	10:52	11:52	12:52	13:52	14:52	15:52	16:52	17:52	18:52	19:52
170	駒込		7:23	7:53	8:23	8:53	9:23	9:53	10:53	11:53	12:53	13:53	14:53	15:53	16:53	17:53	18:53	19:53
210	空塚		7:24	7:54	8:24	8:54	9:24	9:54	10:54	11:54	12:54	13:54	14:54	15:54	16:54	17:54	18:54	19:54
260	堅川目駅前		7:24	7:54	8:24	8:54	9:24	9:54	10:54	11:54	12:54	13:54	14:54	15:54	16:54	17:54	18:54	19:54
260	堅川目		7:25	7:55	8:25	8:55	9:25	9:55	10:55	11:55	12:55	13:55	14:55	15:55	16:55	17:55	18:55	19:55
300	二の台		7:26	7:56	8:26	8:56	9:26	9:56	10:56	11:56	12:56	13:56	14:56	15:56	16:56	17:56	18:56	19:56
300	上長沼		7:26	7:56	8:26	8:56	9:26	9:56	10:56	11:56	12:56	13:56	14:56	15:56	16:56	17:56	18:56	19:56
310	西春木場		7:27	7:57	8:27	8:57	9:27	9:57	10:57	11:57	12:57	13:57	14:57	15:57	16:57	17:57	18:57	19:57
310	東春木場		7:28	7:58	8:28	8:58	9:28	9:58	10:58	11:58	12:58	13:58	14:58	15:58	16:58	17:58	18:58	19:58
320	藤根十文字																	

岩手県交通 北上管内

横川目線 バス時刻表 (土曜・日曜・祝日用)

2023年10月1日運賃改定

横 2

北上駅前～江釣子ショッピングセンター～江釣子駅前～藤根十文字～横川目

北上駅前(1e)→江釣子ショッピングセンター→藤根十文字→横川目							
北上駅前からの運賃(円)	系統番号	横 2	横 2	横 2	横 2	横 2	横 2
	北上駅前(1d)	8:00	10:30	12:30	14:30	16:30	18:00
170	青柳町一丁目	8:01	10:31	12:31	14:31	16:31	18:01
170	諏訪町	8:02	10:32	12:32	14:32	16:32	18:02
170	花園町	8:03	10:33	12:33	14:33	16:33	18:03
170	花園町二丁目	8:04	10:34	12:34	14:34	16:34	18:04
170	まちなかターミナル 本石町一丁目	8:05	10:35	12:35	14:35	16:35	18:05
170	新穀町	8:06	10:36	12:36	14:36	16:36	18:06
220	専修大学北上高校前	8:07	10:37	12:37	14:37	16:37	18:07
220	鍛冶町一丁目	8:07	10:37	12:37	14:37	16:37	18:07
250	有田入口	8:08	10:38	12:38	14:38	16:38	18:08
310	鳥海柳	8:09	10:39	12:39	14:39	16:39	18:09
320	江釣子 ショッピングセンター前	8:10	10:40	12:40	14:40	16:40	18:10
320	土川	8:11	10:41	12:41	14:41	16:41	18:11
320	五条丸	8:12	10:42	12:42	14:42	16:42	18:12
320	江釣子中学校口	8:13	10:43	12:43	14:43	16:43	18:13
320	江釣子駅前	8:14	10:44	12:44	14:44	16:44	18:14
320	江釣子十文字	8:15	10:45	12:45	14:45	16:45	18:15
320	下宿	8:15	10:45	12:45	14:45	16:45	18:15
320	妻川	8:16	10:46	12:46	14:46	16:46	18:16
360	東大坊	8:17	10:47	12:47	14:47	16:47	18:17
360	大坊	8:18	10:48	12:48	14:48	16:48	18:18
370	佐野住宅入口	8:18	10:48	12:48	14:48	16:48	18:18
380	藤根駅前	8:19	10:49	12:49	14:49	16:49	18:19
380	野中	8:20	10:50	12:50	14:50	16:50	18:20
380	藤根十文字	8:21	10:51	12:51	14:51	16:51	18:21
410	東春木場	8:22	10:52	12:52	14:52	16:52	18:22
430	西春木場	8:23	10:53	12:53	14:53	16:53	18:23
430	上長沼	8:24	10:54	12:54	14:54	16:54	18:24
450	二の台	8:24	10:54	12:54	14:54	16:54	18:24
450	竪川目	8:25	10:55	12:55	14:55	16:55	18:25
450	竪川目駅前	8:26	10:56	12:56	14:56	16:56	18:26
460	空堰	8:26	10:56	12:56	14:56	16:56	18:26
470	駒込	8:27	10:57	12:57	14:57	16:57	18:27
500	門神	8:28	10:58	12:58	14:58	16:58	18:28
500	北上市役所和賀庁舎前	8:29	10:59	12:59	14:59	16:59	18:29
500	蛭川	8:29	10:59	12:59	14:59	16:59	18:29
500	横川目駅前	8:29	10:59	12:59	14:59	16:59	18:29
500	横川目	8:30	11:00	13:00	15:00	17:00	18:30

横川目→藤根十文字→江釣子ショッピングセンター→北上駅前							
横川目からの運賃(円)	系統番号	横 2	横 2	横 2	横 2	横 2	横 2
	横川目	7:50	9:50	11:50	13:50	15:50	17:50
170	横川目駅前	7:51	9:51	11:51	13:51	15:51	17:51
170	蛭川	7:51	9:51	11:51	13:51	15:51	17:51
170	北上市役所和賀庁舎前	7:51	9:51	11:51	13:51	15:51	17:51
170	門神	7:52	9:52	11:52	13:52	15:52	17:52
170	駒込	7:53	9:53	11:53	13:53	15:53	17:53
210	空堰	7:54	9:54	11:54	13:54	15:54	17:54
260	竪川目駅前	7:54	9:54	11:54	13:54	15:54	17:54
260	竪川目	7:55	9:55	11:55	13:55	15:55	17:55
300	二の台	7:56	9:56	11:56	13:56	15:56	17:56
300	上長沼	7:56	9:56	11:56	13:56	15:56	17:56
310	西春木場	7:57	9:57	11:57	13:57	15:57	17:57
310	東春木場	7:58	9:58	11:58	13:58	15:58	17:58
320	藤根十文字	7:59	9:59	11:59	13:59	15:59	17:59
320	野中	8:00	10:00	12:00	14:00	16:00	18:00
320	藤根駅前	8:01	10:01	12:01	14:01	16:01	18:01
320	佐野住宅入口	8:02	10:02	12:02	14:02	16:02	18:02
320	大坊	8:02	10:02	12:02	14:02	16:02	18:02
320	東大坊	8:03	10:03	12:03	14:03	16:03	18:03
350	妻川	8:04	10:04	12:04	14:04	16:04	18:04
350	下宿	8:05	10:05	12:05	14:05	16:05	18:05
380	江釣子十文字	8:05	10:05	12:05	14:05	16:05	18:05
380	江釣子駅前	8:06	10:06	12:06	14:06	16:06	18:06
380	江釣子中学校口	8:07	10:07	12:07	14:07	16:07	18:07
410	五条丸	8:08	10:08	12:08	14:08	16:08	18:08
410	土川	8:09	10:09	12:09	14:09	16:09	18:09
430	江釣子 ショッピングセンター前	8:10	10:10	12:10	14:10	16:10	18:10
430	鳥海柳	8:11	10:11	12:11	14:11	16:11	18:11
440	有田入口	8:12	10:12	12:12	14:12	16:12	18:12
450	鍛冶町一丁目	8:13	10:13	12:13	14:13	16:13	18:13
450	専修大学北上高校前	8:13	10:13	12:13	14:13	16:13	18:13
470	新穀町	8:14	10:14	12:14	14:14	16:14	18:14
470	まちなかターミナル 本通り二丁目	8:15	10:15	12:15	14:15	16:15	18:15
470	花園町二丁目	8:16	10:16	12:16	14:16	16:16	18:16
470	花園町	8:17	10:17	12:17	14:17	16:17	18:17
470	諏訪町	8:18	10:18	12:18	14:18	16:18	18:18
470	青柳町一丁目	8:19	10:19	12:19	14:19	16:19	18:19
500	北上駅前	8:20	10:20	12:20	14:20	16:20	18:20

お問い合わせは…

岩手県交通株式会社 北上営業所 TEL0197-66-3211